

郡山市スポーツ協会規約

(昭和 30 年 10 月 5 日制定)

第 1 章 名称及び事務局

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、郡山市スポーツ協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を郡山市文化スポーツ観光部スポーツ振興課に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 協会は、スポーツ統轄団体として生涯スポーツの推進を図るため、スポーツ振興に関する事業を行い、スポーツ活動の普及啓発に努め、市民の心身の健全な発達と健康で明るくたくましい市民の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室、競技会等各種スポーツ振興事業。
- (2) 地域スポーツ活動の支援に関すること。
- (3) 競技力の向上及びスポーツ団体・選手の育成・支援に関すること。
- (4) スポーツ指導者の育成及び活用に関すること。
- (5) スポーツに関する情報収集及び提供に関すること。
- (6) スポーツについての表彰に関すること。
- (7) 持続可能なスポーツの広域的な取り組みに関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 構 成

(構成)

第 4 条 協会は、第 2 条の目的に沿った、スポーツ団体をもって構成する。

第 4 章 加盟及び脱退

(加盟資格)

第 5 条 加盟団体は、全市的組織団体並びに各地区統轄団体を原則とする。

(加盟)

第 6 条 協会に加盟を希望する団体は、その代表者より次の書類を協会会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務局所在地
- (3) 団体規約

- (4) 所属団体及び会員数一覧表
 - (5) 役員名簿（役職名、氏名、住所、勤務先、生年月日）
 - (6) 主な年間行事
 - (7) 収支予算書
- 2 前項の申請に基づき、常任理事会の議を経て決定し、加盟が承認された場合は、評議員会に報告するものとする。

（資格喪失）

第7条 加盟団体は、次の各号に掲げる事由により、その資格を失う。

- (1) 脱 退
- (2) 解 散

（脱退）

第8条 加盟団体が脱退しようとする場合は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 前項の届出があったとき、会長はこれを専決する。

（解散）

第9条 協会規約に著しく違反し、かつ協会の指導、指示にもかかわらず、加盟団体としての活動がみられない場合は解散とみなし、常任理事会の議を経て決定する。

第5章 役 員

（役員）

第10条 協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 評議員 加盟団体から各1名
- (6) 監事 2名

（名誉会長、名誉顧問及び顧問）

第11条 協会に名誉会長、名誉顧問及び顧問をおくことができる。

（役員の選出）

第12条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、常任理事及び監事は、評議員の中から常任理事会の議を経て選出し、評議員会において選任する。

- (2) 理事長は、スポーツ振興課長をもって充てる。
- (3) 会長は、スポーツ振興課職員の中から常任理事若干名を指名することができる。
- (4) 評議員は、加盟団体からの推薦によるものとする。
- (5) 会長、副会長及び常任理事に選任された評議員の補充は、行わないものとする。
ただし、評議員が監事に選任されたときは、その加盟団体は別に評議員を推薦するものとする。
- (6) 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、常任理事会の議を経て評議員会に報告し、会長がこれを委嘱する。

(役員の任務)

第13条 会長は、協会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け、会務を掌理する。
- 4 常任理事は、常任理事会を組織し、その任にあたる。
- 5 評議員は、各加盟団体を代表して評議員会に出席し、その議決権を行使することができる。
- 6 監事は、協会の会計事務を監査する。
- 7 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応ずる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合はこれを補う。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局の設置等)

第15条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議)

第16条 協会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) 常任理事会
- (3) 正副会長会

(評議員会)

第17条 評議員会は、協会の最高議決機関とする。

- 2 評議員会は、会長、副会長、理事長、常任理事及び評議員をもって組織する。

- 3 監事は、評議員会に出席して、監査結果を報告する。
- 4 評議員会は、毎年1回会長が招集する。
ただし、会長が必要と認めたときは臨時に評議員会を開くことができる。
- 5 評議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の承認
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) 役員の選任並びに解任
 - (4) 規約の制定並びに改正
 - (5) その他協会運営上重要な事項

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、協会の執行機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 協会の会務執行に関する事項
- (2) 会長が審議を依頼した事項
- (3) その他常任理事会の審議を必要とする事項

(正副会長会)

第19条 正副会長会は、必要に応じ会長がこれを召集し、緊急を要する事項を審議する。

(会議の成立)

第20条 第16条の会議は、それぞれ出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 会長は、やむを得ない事情があると認められる場合には、書面による審議によって会議の開催に代えることができる。

(会議の議長)

第21条 評議員会、常任理事会及び正副会長会の議長は、会長とする。

第7章 会 計

(経費)

第22条 協会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 加盟団体負担金及び入会金
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(加盟団体負担金)

第 23 条 協会の加盟団体負担金は、年額 10,000 円とする。

2 新たに加盟する団体は、入会金として 30,000 円を負担しなければならない。

(特別会計)

第 24 条 協会は、常任理事会の議を経て評議員会の承認を受け、必要に応じ特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 25 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 補 則

(補則)

第 26 条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和 33 年 10 月 5 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 33 年 4 月 5 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 36 年 4 月 25 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 39 年 4 月 24 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 40 年 4 月 16 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 43 年 4 月 27 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 49 年 4 月 27 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 50 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 52 年 5 月 14 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 58 年 5 月 2 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 61 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 4 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 22 年 1 月 22 日より施行する。

(経過措置)

2 第 10 条に規定する役員は、評議員会において新たに役員が選任されるまでの間は、施行前の総会において選出された役員がつとめるものとする。

3 加盟団体は、施行後速やかに評議員を推薦するものとする。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 25 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 11 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 8 月 1 日より施行する。